

○香春町水道事業検討委員会設置要綱

令和8年4月13日

要綱第33号

(設置)

第1条 香春町水道事業（以下「水道事業」という。）の適正かつ合理的な運営及び健全な経営を図るため、有識者等の意見を聴取することを目的に、香春町水道事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議し、香春町水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）に意見書を提出するものとする。

- (1) 水道事業の運営及び経営に関すること。
- (2) 水道料金の見直しに関すること。
- (3) その他、町長が水道事業に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

2 第2条の所掌事務が完了したときは、任期中であつても委員としての任期は終了する。

3 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて定める。

3 委員長は検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となり議事を進行する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開等)

第8条 会議は、原則として公開する。ただし、委員長の判断によつて一部非公開とすることができる。

(報償費)

第9条 委員が会議に出席したときは、香春町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年香春町条例第9号）の規定に準じ、報償費を支給する。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、住宅水道課において処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。